

定 款

(2022年3月23日改正)

オエノンホールディングス株式会社

オエノンホールディングス株式会社 定款

第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、オエノンホールディングス株式会社と称し、英文ではOenon Holdings, Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1 次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配並びに管理

(1) 酒類、酒精及びその他の飲料品の製造、輸出入並びに売買

(2) アセトン、ブタノール、各種アルコール及びそれ等の誘導体、化学薬品、液体燃料の製造並びに売買

(3) 調味料、食品及び食品添加物の製造、輸出入並びに売買

(4) 飼料、飼料添加物及び肥料の製造並びに売買

(5) 農畜水産物の生産加工、輸出入並びに売買

(6) 医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、農薬及び試薬の製造、輸出入並びに売買

(7) 酵素類及び微生物工業製品の製造、輸出入並びに売買

(8) 以上に関連する装置、機械及び器具並びに特許権、実施権及びその技術指導の輸出入並びに売買

(9) 不動産及び施設の売買、賃借、管理並びにこれらの仲介

(10) 博物館、資料館の経営及び庭園の保守、管理、運営

(11) 倉庫業

(12) 貨物利用運送事業

(13) 損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業

(14) 以上に関連附帯する一切の事業

2 不動産の売買、賃貸借、管理並びに仲介

3 工業所有権の取得、維持、管理、使用許諾及び譲渡

4 前各号に関連附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都墨田区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1 取締役会

2 監査役

3 監査役会

4 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、2億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4 次条に定める単元未満株式の買増し請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

2. 前項の請求があった場合において、当会社が売り渡す数の株式を有しないときは、当会社は前項の請求に応じないことができる。

(株主名簿管理人及び株式取扱規則)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。
4. 当会社の株式に関する取扱いは、法令又は定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

2. 当会社の株主総会は、本店の所在地又は東京都区内において開催する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項に係わらず、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は、各自当会社を代表する。

3. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長及び取締役副社長各1名並びに専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日より5日前までに、各取締役及び各監査役に発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規則)

第24条 取締役会及び役付取締役に関する事項については、法令又は定款に定める事項のほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(相談役、顧問)

第26条 当会社は、取締役会の決議によって相談役及び顧問を置くことができる。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第27条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第 28 条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 30 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 31 条 監査役会の招集通知は、会日より 5 日前までに、各監査役に発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会規則)

第 32 条 監査役会に関する事項については、法令又は定款に定める事項のほか、監査役会の定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 34 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等)

第 35 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

2. 前項の配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から 3 年以内に受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
3. 前項の金銭については、利息をつけないものとする。